

平成 26 年度第 1 回 横浜市障害者施策推進協議会会議録

日 時	平成 26 年 5 月 19 日 (月) 午前 10 時から 12 時まで
開催場所	横浜市開港記念会館 6 号会議室
出席者	渡部匡隆部会長、岩沢弘秋委員、岩下賢二委員、斉藤達之委員、鈴木和子委員、須山優江委員、多田葉子委員、田中梨奈委員、永田孝委員、広田和子委員、室津滋樹委員、森和雄委員、八島敏昭委員、米倉令二委員、渡邊雅子委員
欠席者	荒井政明委員、櫻庭孝子委員、瀬戸ひとみ委員、高木静男委員、戸塚武和委員、中戸勝美委員、西川麻衣子委員、服部一弘委員、平井晃委員、山田初男委員
開催形態	公開 (傍聴人 2 名)
議 題 等	<p>1 議題</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プランの素案骨子 (案) について</p> <p>(2) 障害者差別解消法の対応について</p> <p>2 その他</p>
	<p>1 議題</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プランの素案骨子 (案) について 事務局から資料 1 について説明した</p> <p>森委員) 今回 27 年から 32 年の障害者プランができるが、その 6 年間の 中で、障害者計画には見直しがなく、障害福祉計画のみ、3 年ごと に見直しが入るという理解でいいのか。</p> <p>事務局) 状況の変化等あると思うので、障害者計画についても、必要な 部分は改定する。</p> <p>森委員) 家族という言葉があまり出てこないのだが、家族がどのような 形でこの計画に位置付けられるのか、とても大切な視点である。こ の協議会で 27 年～32 年のプランがほぼ決まってしまうのであ れば、家族の視点の切り口をプランの中に組み込んでいただきたい。 相談に訪れるのはご家族がほとんどであり、当事者を支えるの は、地域であったり行政であったりもするが、一番はやはりご家族 なので、ご家族を支える体制を入れていただきたい。</p> <p>親亡き後という言葉はよく出てくるが、親がいるときも問題にな っていることはたくさんある。親の高齢化や、近年話題になってい る行動障害の当事者を抱えるご家族など、いったいどうしたら良い のか分からないという方がたくさんいる。</p> <p>6 年間という大きな計画であるから、ぜひ家族を支えるような視 点の切り口を入れてほしい。</p> <p>事務局) 本市も計画を作る過程で、家族の話も聞いてプランを策定して いる。当事者本人だけでなく、家族の気持ちも受け止め、プランを 策定していきたい。</p> <p>室津委員) 協議会の情報提供方法だが、事前に資料をホームページに掲 載すれば、もっといろんな方の意見を聞くことができるのではない</p>

か。また、特にこの第3期プランについては多くの方が関心を持っていると思うので、資料と議事録をもっと早くホームページに掲載してほしい。

検討部会と協議会について、協議会の下部会として検討部会があり、検討部会を何度か開催して、細かい部分まで検討を行ったのち、協議会を開催するという流れが本来だと思う。最近と同じ時期に会議を行っていて、位置づけが分からなくなっているのので、位置づけを整理してほしい。

それから、第2期プランの評価だが、第2期の6年間で、入所施設の待機者が増え続けているので、その状況をもっと深刻に受け止め、今回の第3期プランで対策を考え、待機者をなくしていくプランにすべきである。

施設入所待機者が増え続けている一番の原因は、施設退所を希望する方が、いざ施設を退所しようとしても、住む場所がなく、結局施設に留まってしまうことである。このままだと、施設を必要としない方が入所したままとなり、施設を必要とする方が入所できない。この循環がうまくできない限り、待機者が増える一方である。第2期ではグループホームが（40 か所以上は）つくれない計画になっていたのので、第3期ではその問題について、見直しをする必要があるのではないか。

相談支援については、規則として、全ての人のサービス等利用計画を作成することとなっているが、横浜市は全国でも最低レベルしか作れていない。「相談の体制をつくってきた」とあるが、この結果をみてどのように変えていくのか、根本を考えていくべきである。

住まいについては、「障害に応じた住まい」という言葉がたくさん使われているが、高齢化した方のためのグループホームや小規模入所施設など、障害に合わせた住居を整えるのではなく、支援を変えていくという考えにすべきだと思う。

米倉委員) 一点目に、どこに相談したらいいのか分からないとあるが、どこにという以前に、精神障害の場合、いつ発症したのか分からないことがある。小学校に入る前に精神障害を発症したという事例もない訳ではない。小学校だけでなく、中学校、高校、社会人といつ発症するか分からない。家族が最近ちょっとおかしいなと思っても、それが果たして精神障害なのか分からず、実際に精神障害を発症してから医師に診察してもらうまで、とても時間がかかることが多い。第2期で、24時間365日、いざという時にいつでも相談を受け付け支援をする緊急時ホットラインというのがある。すぐに相談できる支援体制をつくるということで、ぜひ第3期でも引き続き入れてほしい。

二点目に、あやしいと思ったらすぐに電話できる3ケタの電話番号を作って広めてほしい。私たちの団体で独自に過去にアンケートを行った結果、団体等に所属している人でも、約40%の人が在宅で問題を抱えており、医者にも繋がっていないという状況があった。どこにもつながっていない人へのアウトリーチを、第3期では

ぜひ考えていただいて、プランに組み込んでほしい。

三点目は、森委員のおっしゃるとおり、家族についての記載が少ない。第3期では家族支援についても重点的に考えてほしい。

最後に、第2章では将来にわたるあんしん施策について章立てて記載をしていた。第3期についても、将来にわたるあんしん施策をぜひ継続してほしい。

八島委員) 施策検討部会の報告の中で、行動障害にかかる支援を盛り込んでほしいとのことだが、室津委員と同様になるが、施設入所待機者をなくすという目標を大きく掲げてほしい。

前回の横浜市の実態調査の結果、入所待機者が約650名、その半分以上が行動障害の方であった。以前、施設に1名の空きができたので募集を募ったところ、100名以上の申請があった。その100名のうち行動障害の方がやはり多く、その家族が高齢化しているため、在宅で支えるのが限界という結果だった。現状、ショートステイを使いまわして何とか施設入所している方も少なくはない。住まいを変えるとか、支援を変えるとかの考えは大切だと思うが、それ以上に、当事者に本当に必要なものが何かを考えていただきたい。例えば、当事者が入所施設を増やしてほしいという希望があればこたえるべきであると思う。横浜市のつくるプランに希望がもてれば、親というのはいくらでも頑張れる。横浜市と当事者、家族一緒に歩いてほしい。

鈴木委員) 就労支援の部分だが、雇用率や働きやすい職場づくりという、雇われて働いている方たちの視点が書かれているが、自営している障害者の支援については、一切記載がない。視覚障害者の中には、自営している方が結構いる。地域で生活する中で、たくさん支援はあるが、自営している障害者が高齢化して、仕事について支援してもらいたくても、それは経済活動とみなされ、ガイドヘルプなどのサービスが利用できないというルールになっている。年末になると税金の申告や、仕事では保険の申請などあり、必要な書類の作成は、やはり支援がないと作成できない。(あんま・鍼灸の) 施術する部屋の清掃についても、特に気を使って行っているが、壁のシミとかどこにあるか分からないときがあるので、時々お金を払って業者を呼んでいる。あんま、針きゅうの場合、最近では視覚障害者だけでなく、目の見える障害者も増えており、そのような方たちは自分で運転して出張なども行えるが、視覚障害者は出張することができないし、そのたびに支援者を呼ぶので、お金がかかる。経済活動にも合理的配慮の視点を入れて援助、支援を行ってほしい。

広田委員) プランの中身をみると、現実とかけ離れている。災害時について、避難場所ですらどうするか以前に、逃げられるのか。相談支援体制の構築よりも、近所とのコミュニケーションが大切である。災害が起こったとき、ほとんどの電話が通じなくなるので、本人の可能性を最大限に活かし、普段から支える側もコミュニケーション能力を高め、判断能力を身につけることが重要である。

精神障害者については、精神科救急があっても、警察の保護室やロビーに連れて行かれる現状がある。相談支援体制に力を入れるの

ではなく、クリニックや診療所に常に医者をおいたり、精神科病院の体制を24時間体制にできるようにするべきである。そうすれば本人も家族も安心できる。

優先調達法については、逆差別である。これは国民の反感を買う。この不景気な中、福祉だけを固執して優先しすぎるのはいかかなものか。アウトリーチについても反対で、ピアサポートなどをやることが大切である。

精神障害者について、何を指して精神障害者というのか。横浜市民約370万人を相手にしているのか、それとも手帳を持っている約1万人を相手にしているのか。

田中委員) 精神障害者の手帳の所持者数だが、他の障害と比べて、精神の高齢化が高い。そういう意味でも、やはり高齢化対策がとても重要である。また、米倉委員の発言でもあったとおり、精神障害はいつから発症するか分からないし、誰もがなりうる障害である。手帳の申請数が増えていて、疾患も多様化しているので、精神疾患の発症・受診から、重度化予防までどうするのか。ずっと支援が必要な方ばかりではなく、自立する力のある精神障害者もいるので、当事者自身がまず自分の病気について知り、対処法を考える。そして、今後についてスケジュールや希望をだし、それに応じた支援を本人が求めることが、早期自立にもなり、重度化への対処方法に繋がると思う。

精神保健福祉法の改正もあり、入院中の方の相談支援体制や、入院医療から地域移行について、大きな波があったが、それを受け止めるだけの支援があるのか。いろんな相談支援の施設を建てることによって、かえって縄張り意識のようになって、縦割りになってしまうのでは困る。どこに相談しても適切なとこに繋がるように、横のつながりが大切である。精神障害者も高齢者になれば認知症や身体障害になる可能性もあるし、複合的な障害を抱える可能性は大いにある。高齢者対策の中でも、介護施設等の職員の理解や知識が乏しく、それが壁となってしまっている。介護と医療と障害者支援の連携をどのように図っていくのか。誰もがなりうることであるから、重要に考えてほしい。

須山委員) 施策の中に聴覚障害者の施策が入っていない。音が聞こえないために、社会とか家族とか職場とか学校で、コミュニケーションができず、阻害されている気分になる。その点を理解していただきたい。

また、一人暮らしの高齢障害者が増えており、外に出ることが難しいという方が増えてきている。そのような方たちのためにも、聴覚障害者のためのグループホームや、地域で障害者が集まれるような場所をつくってほしい。

それから、室津委員のおっしゃるとおり、資料を事前にホームページで見られるようにしてほしい。

最後に、横浜市が工夫しているいろいろな支援機関をつくっているのはよく分かるが、つくった場所が有効に利用されているのか、確認してほしい。利用者がとても少ないということは、それだけ地域の

	<p>人たちがこんな支援があるということ自体を知らないということだ。もっと PR するべきである。</p> <p>渡邊委員) 精神障害の発症が分からない、病院に行ってもそれが正しいのか分からないということで、地域の理解がないと本当に暮らしづらい。学校教育の中で障害分野を科目として入れてほしい。地域というのはさまざまな人がいるのだから、学校教育の中で障害分野も組み込めるようなプランにしてほしい。</p> <p>事務局) 本日いただいたご意見や、各団体からのご意見等も交え、素案作成をしていく。広田委員からご質問いただいた、何をもって精神障害と判断しているのかということだが、今回は骨子ということもあって現状把握から、手帳所持者数を基準とさせていただいている。ただ今後素案作成にあたっては、幅広い視野をもって素案作成を進めていく。</p> <p>(2) 障害者差別解消法の対応について 事務局より資料2について説明した。</p> <p>広田委員) 虐待防止法や差別解消法など、一見障害者が安心して暮らせる法律のようにみえるが、そうではない。このような検討部会をいくつも立ち上げるのではなく、ひとつにまとめるべきである。</p> <p>2 その他</p> <p>八島委員) 今後のプランのスケジュールについて、素案骨子を基に各障害者団体等へ説明とあるが、ぜひお願いしたい。守る会連盟の中にも13団体あるので、こちらからも各団体に周知する。周知の結果どこの団体が説明を希望しているのかというのを、横浜市に報告する形で良いか。</p> <p>渡部会長) 各団体へ説明する際にどのように進めていくかは決まっているか。</p> <p>事務局) まだ具体的には決まっていないが、広く声をきくことは必要だと思う。今後の進め方については検討し、各団体に周知していく。</p> <p>広田委員) ストーカー規制法について、この法律におされて精神科で治療するところまでいってしまった男性の方がいるので、この規制法が横浜市の理念にならないように注意すべきだ。また、横浜市はお金かけすぎている社会資源があると思うので見直すべきである。</p> <p>室津委員) グループホーム連絡会を含めた3連絡会で過去に入所施設待機者調査を行い、あんしん施策に反映していただいた部分もあるが、ここに出てきたさまざまな問題が取り残されている気がする。待機者問題についても検討部会などで議論を重ねた上で案を出し、より良いプランにしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">(終)</p>
資料 特記事項	<p>資料1 第3期横浜市障害者プランの素案骨子(案)について</p> <p>資料2 障害者差別解消法の対応について</p>